

## 東京家庭裁判所委員会議事概要

### 第1 日時

令和4年11月30日（水）午後3時から午後4時30分まで

### 第2 場所

東京家庭裁判所大会議室

### 第3 出席委員（五十音順、敬称略）

有吉玲子、岡部英洋、沖山栄一、奥原玲子、小森田恵樹、塩澤健一、芹澤眞澄、高岸聡子、細矢郁、松田崇裕、宮脇典彦、山口進、若園敦雄

### 第4 テーマ

「東京家庭裁判所における改正少年法の施行・運用状況について」

### 第5 議事内容

#### 1 開会宣言

#### 2 新任委員紹介等（任命順）

若園敦雄委員、有吉玲子委員、宮脇典彦委員、小森田恵樹委員

#### 3 委員長選任

若園敦雄委員を委員長に選任

#### 4 テーマ説明等

(1) 改正少年法の立法経緯と概要について、少年部裁判官から説明を行った。

(2) 改正少年法施行後の事件動向について、少年次席書記官から説明を行った。

(3) 改正少年法施行後の運用状況について、少年部主任家庭裁判所調査官から説明を行った。

#### 5 質疑応答及び意見交換（○＝裁判所説明者、△＝委員の発言）

△ 少年法改正にあわせて、法務省矯正局では、全ての少年院において18歳及び19歳の少年を対象として、「大人へのステップ」という法教育と社会人教育の単元学習の取組みを行っている。このほか、一般少年院においては

職業指導種目の再編等も取り組んでいるところである。

△ 成年年齢の引き下げに伴って、学校は今、大きく揺れているところであり、裁判所の説明には考えさせられることもたくさんあった。

例えば、学校の特別指導の場面において、18歳以上のいわゆる成年に達している子どもたちが何か特別指導の対象となる行為を行った場合、学校が教育的な働きかけをする際に、困難な事例であればあるほど、保護者はもう子どもは成年に達しているからという感じで同席を求めても応じてもらえないことがある。

しかし、必要な教育的措置を講じて、その子どもの将来の在り方をしっかり考えることは学校の行為だと思っていて、どのような特別指導の形にしていくべきかというのは本当に揺れているところである。教員の中にも、もう成年だからという認識もある一方で、成年とはいえまだ発達途上の存在という認識もあり、指導を工夫していこうとしているところである。

裁判所の少年に対する教育的プログラムの説明は大変興味深く、学校だけでは成立しない取組もあると思うので、様々な機関と連携して効果的な取組をしていく必要があると考えさせられた。

さらに、教育的手段で健全育成を図るという保護処分優先主義の考え方については、まさに学校教育の立場でもあるのでとても関心を持っている。昨年度は3回程、弁護士の方から少年院を退院した子どもたちの復学を受入れてもらえるかという相談を受けた。学校としては、受け入れると同じように申し上げたけれど3例とも志望して入学してくれることはなかった。どうしてなのかといつも考えているところである。

また、これまでの学校の在り方にとらわれず、子どもたちの多様な学習ニーズに応じていく学校の在り方が大きく問われているところである。

論点の一つに少年院での矯正教育を受けた結果を、高等学校の単位として認定していこうという流れもある。

高等学校に復学したいと思っても、卒業に必要な単位数を修得するまで何年かかってしまうのかという懸念もあると聞いている。少年院の中での学びが学習の成果として認定されないという現実があり、もし単位認定されれば卒業が見えやすくなって復学への意識が高まるかもしれないという話も聞いている。不登校と中途退学を経験する子どもたちのために、少年院での矯正教育で学んだことを学習の成果として、高等学校の教室での学習と同じように評価していくということを考えなければいけないと思うようになった。

学校制度を変えていって、いつどこでどのように学んでも等しく扱われる学校を、それが評価される社会を作っていくことが急がれていると感想として感じた。

△ 報道機関においても、特定少年を実名で報じる基準をどう作っていくのかということを経験してきたところである。

別の庁の特定少年の事案ではあったが、報道にあたっては実名報道を原則としつつも、まだ特定少年には保護処分の考え方があるという前提で、どのように対応していくかという議論を続けてきた。

この事案に限らずであるが、逆送されて起訴という段階で名前を出すか出さないかを判断する上で、家庭裁判所の決定要旨の中身が大きなウェートを占めると実感した。

事件が発生した当初、対象が少年でも成人でも、取材をする現場の者は尽くして取材をしており、情報をできる限り集めて、その中で報じる中身を検討していくが、多くの時間を要する家庭裁判所での調査については非公開のものであることから、取材をする側としては家庭裁判所の決定要旨の中身でどのような調査が行われていたのかを知ることになる。

さきほどの別の庁での事案では、決定要旨を読んで、家庭裁判所調査官の方が調べられたご意見、社会調査の部分が、文面の中でどれだけ反映されているか、可塑性に富むと言われている特定少年の状況は実際に調査の中では

どうだったのかというところに注目し、実名を出して報じるかどうか検討する際に一つの材料にした。

取材をする側に届くのは、名前のない決定要旨であるから、なるべく具体的な調査の中身というのをやはり知りたいというところである。そのような意味で、今後、裁判官や調査官だけでなく、家庭裁判所の広報において、決定要旨の中身というのは非常に重要だと感じているので、よろしくお願ひしたいところである。

- 原則検察官送致の規定には、「ただし、調査の結果、犯行の動機及び態様、犯行後の情況、少年の性格、年齢、行状及び環境その他の事情を考慮し、刑事処分以外の措置を相当と認めるときは、この限りでない。」というただし書きがあり、調査をふまえて検察官送致以外の処分とする特段の事情があるかどうかについて判断している。

決定書のその部分は、事柄の性質上、少年のプライバシーにかかわるところも多く、公表が難しい事情もある。この点は御理解いただきたい。

- △ 調査に非協力的な親御さんの場合や、情報源や社会資源になりえない場合には、どのようにそれを補完していくのか事例等があれば教えていただきたい。

- 親が幼少期から虐待やネグレクトをしている事例もたくさんあり、手続きに応じてくれない親御さんも一定数いるのは事実である。そのような場合、例えば、過去に通っていた学校や現在通っている学校の先生方、困難な家庭の場合には児童相談所等の関係機関が関与していることもあるので、取り扱う情報については厳重な注意をしながら、そういった機関の方と情報交換しながらやっていくこともある。

また、多くはないが、例えば特定少年のような年長少年の場合には、就労先や雇用主といった方から話を伺うこともある。

- △ 特定少年に対する教育的措置の枠組みについて、基本的に調査官が設計し

て行っていくということだと思うが、その判断には裁判官も関わって行っているものなのか。また、かなり手間も時間もお金もかかるものだと思うが、予算措置的にはどのくらいのボリュームのものなのかというのを教えていただきたい。

- それぞれの少年の問題性に応じた教育的措置を行う必要があるので、やはり調査官だけでなく、調査に着手する計画の段階で、裁判官等とカンファレンスという打合せをして、手当ての方針を共有した上で、実際の実施の場面では調査官が中心となって行うということになっている。

予算については、外部から講師を招くというものの中にはあるので、一定のものはあるかと思うが、大抵のものについては裁判所内部の調査官ないし医務室の技官等でまかなうことができるので、それほど大きなものではないかと考えられる。

- △ 家庭裁判所での教育的措置と、矯正教育と学校教育をつなぐ仕組みというものは、どの程度構築されていて、今後どのような枠組みで進められていくのか教えていただきたい。

- 通常は、家庭裁判所の内部の働き掛けで手続きがある程度完了するタイプのもの、非行の内容としてはさほど重大ではなく、鑑別所等に收容せず在宅のまま手続きを進められるというタイプのものになるので、基本的には家裁の中でということにはなる。ただ、学校の方で、例えば学生の場合、何かの処分や指導を受けたということも当然あると思うので、そういうことについて、学校から情報提供などをいただくということもあろうかと考える。

それ以外については、裁判所は処遇機関ではなく判断機関になるので、少年院や保護観察所といった処遇機関とスムーズに連携が図れるように、裁判所で行った教育的措置の内容をある程度記録に残した上で引き継ぐといったような工夫をしている。

- △ 婦人相談所では女性の支援を行っているが、18歳未満の方は児童相談所

での対応になるので、婦人相談所では18歳以上の方の支援をしている。従前は18歳、19歳の方が保護された場合には、親御さんのもとから逃げてくる子もいるということで、親御さんとの対応が問題になっていたが、今回18歳成年となったことで、実際には成年といっても自分で判断したり行動したりすることが難しい方もいて、若い方の対応をいろいろと考えていく必要がある状況にある。

もともと、10代の方は行政に婦人相談に行くこと自体があまりなくて、困りごとがあってもなかなか相談が繋がりにくいという状況があった。しかし最近では、若い女性が家出をして性産業に流れたり、パパ活等で性的な被害に遭われる場合も多く、こういった若い方をきちんと支援に繋げていく必要があるということで、民間団体等、活動しているところに委託して、若年被害女性の相談というものを力を入れてやってきているところである。

それで、若い方が自分自身でもこういう生活はいけない、何とか自分の生活を立て直したいということで相談に来られるが、例えば、朝起きて夜寝る、ご飯を一日3回食るとか、食べたら歯を磨くとか、そういったところからなかなか日常の生活習慣が身についていない方、育つ環境がそれまで得られなかったという方々が多くて、そうすると親御さんのところにお帰りいただければいいかというところではなく、もう一度きちんと育ちの機会を持ってもらって自立していけるように支援を息長くやっていくことが課題かと考えているところである。

本人が逃れたいと思っても、アダルトビデオの出演の問題や交換してしまった裸の写真を流出されて、そこから大きな被害に遭ってしまう方もいらっしゃる。民間団体の中には、そういったところに特化して活動する団体もあって、彼女たち自身が被害者であることから、その被害の回復や生活の再建に注目して支援を行っているところである。

また、18歳成年になって、アダルトビデオの契約の問題も懸念されてい

ると聞いている。

婦人相談にも若い方々がかなり多くいらっしやって、一時的に保護をしたり、入所したりするのも10代の方がかなり増えてきている状況がある。

さらに、矯正施設関係でお願いになるが、少年鑑別所等の矯正施設に入ってからまた社会生活に戻られるという方が女性である場合に、女性相談部門と何らかの連携ができないか、どういう方でどういったところを留意して支援をすればいいのか等きめ細やかな情報共有であるとか、もう少し丁寧に時間をかけて出所になられるようにぜひご配慮いただきたい。

- 選挙権年齢を引き下げたことに端緒を發して、18歳になれば皆きちんと大人になっているのかというもとの問題があり、少年法の関係では、必ずしも一人前の成人扱いをしていないことを前提として、家庭裁判所では本日も説明したような扱いをしているが、もっと大人扱いをした方がいいのではないかという意見もあろうかと思われる。その点について、本日の説明から、やはりかなり手をかけていることは伝わったかと思う。委員の皆様の反応からも、手をかけていくことについて肯定的な評価が多いと感じている。

また、統計でもお分かりのとおり、少年事件はかなり減っていて、10年で半分くらいになりつつある。警察を通じて家庭裁判所に送致される少年事件数はかなり減っているが、23区内で見ると未成年の人口がものすごく減っている訳ではない。何かが変わっているのではないかということについて、普段若い人を見ておられて何か変わってきたところはあるかご意見を伺いたい。

- △ 大学生を見ていて、全員ではないが、昔と比べて精神年齢が益々低年齢化してきているという印象を持つ教員が多くいる。そのことが、あまり犯罪という方向に行かずに、事件数が減っていることに影響しているのではないかという気がする。

また、大学でも学生の親御さんとの関係に苦慮することもあるが、今日の

説明を聞いて、裁判所の裁判官を始め、調査官の方も親御さんとの関係にご苦労されていることがとてもよく分かった。

また、家事調停の場面においては、18歳成年になっても、養育費は二十歳までということも多く当事者に了解をいただいているところである。少年事件だけでなく、家事事件においても成年年齢引き下げの影響はあり、調停委員としても協力して手続きを進めていきたい。

△ 本日の説明にもあった特定少年の親の位置づけに関連して、少年法の改正により、特定少年の保護者を家庭裁判所の手続きに関与させるかどうかについては裁判官の判断になろうかと思われるが、東京家庭裁判所では従前と変わらないようなかたちでやっていたというので、保護者は重要な社会資源、情報源であることから、弁護士としても大変ありがたいところである。ただ、今後、全国の家庭裁判所の中で、将来的にこういった貴重な情報源を調査の対象としないとか、審判に在廷させないとか、そのような運用で保護者の扱いが変わっていくのではないかということに危惧する意見も出ているので、その点をお伝えしたいというところである。

## 6 次回テーマの選定

「面会交流について」

## 7 閉会宣言

## 第6 次回日時

追って日程調整の上、令和5年6月から7月の間で開催することとした。